

林野庁 外構部の木質化対策支援事業

平成 30 年度補正予算事業

エステックウッドを利用して、フェンス、デッキその他
外構施設を整備することで助成金を受給できます（住宅・非住宅問わず）



■フェンス

エステックウッドをフェンスとして使うと、
延長 1mあたり **30,000 円** 以上の定額助成

例 1：総延長 250m のフェンスを施工の場合
延長 1m あたり 30,000 円の助成
(上限 5,000,000 円)

$250(\text{m}) \times 30,000(\text{円}/\text{m}) = 7,500,000 \text{ 円}$

▶ **5,000,000 円 助成**

例 2：総延長 60m のフェンスを登録事業者
が施工する場合
延長 1m あたり 40,000 円の助成

$60(\text{m}) \times 40,000(\text{円}/\text{m}) = 2,400,000 \text{ 円}$

= **2,400,000 円 助成**

■ウッドデッキ

エステックウッド 36mm厚をデッキで使うと、
使用量 1 立方あたり **300,000 円** 以上の定額助成

例 3：総面積 5 m^2 (総材積 0.4146 m^3) のデッキを条件
を満たし施工する場合
1 m^3 あたり 400,000 円の助成
(上限 10,000,000 円)

$0.4146(\text{m}^3) \times 400,000(\text{円}/\text{m}^3) = 165,840 \text{ 円}$

= **165,840 円 助成**

※エステックウッド木材代金設計見積価格 166,100 円相当に
対しての助成になります (当社試算による)
また助成には条件がございます

※デッキ (床板) だけでなく幕板や下地 (大引、根太、梁など)
にエステックウッドを使用した場合にも、同様に補助対象
になります

木製フェンス、ウッドデッキ等に対する補助事業です

容易に持ち運びできるスノコ等は対象外です

林野庁 外構部の木質化対策支援事業 内容

対象施設

- 1：一施設につき、延長 1m あたり 0.02 m³以上で合計 0.05 m³以上の木材を用いた塀・柵。
- 2：一施設につき、0.2 m³以上の木材を用いたデッキ・門柱・門扉・ボードウォーク・簡易なカーポート等の工作物。
- 3：基礎を施工するなどして屋外に固定され、容易に持ち運びができない施設。母屋と一体となった部材は対象外。
- 4：本事業以外の国からの助成を受けていないもの。

使用する木材

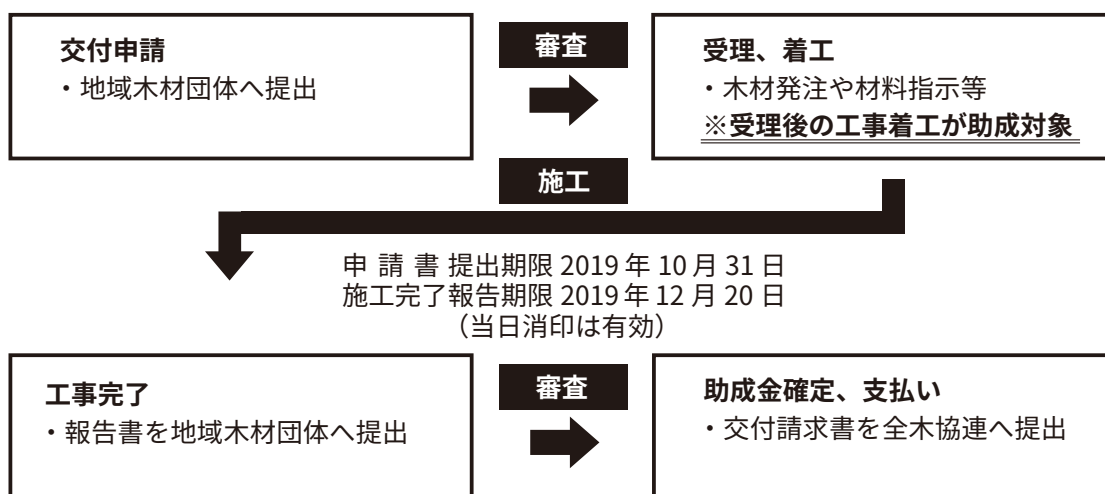
- A：合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）に基づき合法性が確認された合法伐採木材（木材・木製品の合法性、持続可能証明のためのガイドラインに基づく合法木材を含む）とする。
- B：地際もしくは基礎に接する部材は、「JAS 規格 K4 または AQ 認証 1 種相当」。それ以外の部材は K3 または AQ 認証 2 種相当以上の処理または木材保護塗料もしくは表面処理薬剤により処理されたもの。

補助対象金額等

- a：クリーンウッド法に基づき合法性が確認された合法伐採木材を使用して施工する場合には、
- 1：塀・柵等、延長 1m あたり 30,000 円の定額助成。
 - 2：デッキ等、木材使用量 1 m³あたり 300,000 円の定額助成。
- b：クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者（以下「登録事業者」）が合法伐採木材を供給する場合、もしくは登録事業者が施工する場合、
- 1：塀・柵等、延長 1m あたり 40,000 円の定額助成。
 - 2：デッキ等、木材使用量 1 m³あたり 400,000 円の定額助成。
- c：合法伐採木材の供給及び施工の過程で、当該木材の所有権を一時的にでも有する事業者のすべてが登録事業者である場合、
- 1：塀・柵等、延長 1m あたり 50,000 円の定額助成。
 - 2：デッキ等、木材使用量 1 m³あたり 500,000 円の定額助成。

ただし、塀・柵等の場合は 1 施設の上限額 5,000,000 円、デッキ等の場合は 1 施設の上限額 10,000,000 円とする。建売の住宅団地や公園施設の整備等、複数の施設を含む事業（プロジェクト）ごとの上限額 30,000,000 円とする。

申請から交付までの流れ



製造販売元

江間忠木材株式会社

〒104-8551 東京都中央区晴海 3-3-3

TEL 03-3533-8211 / FAX 03-3533-8219

<https://www.st-wood.jp/>